

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙の権利義務全部を承継して存続し乙、丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://nitech.co.jp/>

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

(丙) 確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十七日

東京都渋谷区代々木一丁目三五番四号

(甲) 株式会社イスト

代表取締役 武者 麻子

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号

(乙) 株式会社アイニードプラス

代表取締役 和田 洋

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号

(丙) 株式会社アイニードホールディングス

代表取締役 和田 洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十七日

東京都江東区豊洲三丁目一番一号

(甲) 株式会社IHI

代表取締役 井手 博

東京都江東区豊洲三丁目一番一号

(乙) 株式会社IHIセグメント

代表取締役 井上 忠幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月八日

掲載頁 六十四頁(号外第四号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月八日

掲載頁 六十四頁(号外第四号)

令和八年二月二十七日

東京都港区虎ノ門五丁目三番二四号

(甲) マックスエンジニアリング株式会社

代表取締役 新井 規志

大阪府中央区瓦町二丁目四番一〇号

(乙) マックスエンジニアリング株式会社

代表取締役 新井 規志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月十五日

掲載頁 三頁

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年一月二十七日

掲載頁 九頁

令和八年二月二十七日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

(甲) 株式会社シン・コーポレーション

代表取締役 川口 範

東京都港区東新橋一丁目九番一号

(乙) 株式会社メロ・ワークス

代表取締役 川口 範

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月二十七日

東京都千代田区神田美土代町一一番地九一四〇四号

(甲) 合同会社トノエ

代表社員 鶴岡 康弘

札幌市中央区北一条東二丁目二番

(乙) 合同会社くみたて

代表社員 合同会社トノエ

職務執行者 鶴岡 康弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年七月十八日

掲載頁 三頁

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十八日

掲載頁 一六頁(号外第一六六号)

令和八年二月二十七日

東京都立川市柏町一丁目二六番地の四

(甲) 株式会社セレモア

代表取締役 中川 貴郎

東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番一二号

道玄坂通四階

(乙) 株式会社ジャパン・セレモニー・ホールディングス

代表取締役 仲村 和明

東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番一二号

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、各社の株主総会の承認決議は令和八年三月三十日に予定しております。

また、甲は、同日付で商号を次のとおり変更いたします。

旧商号 株式会社NOVA東日本

新商号 株式会社NOVAグループ

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.nova.co.jp/corporation/>

(乙) <https://www.nova.co.jp/corporation/>

令和八年二月二十七日

東京都品川区東品川二丁目三番一二号

(甲) 株式会社NOVA東日本

代表取締役 稲吉 正樹

広島市西区草津新町二丁目二六番一号

(乙) 株式会社NOVA西日本

代表取締役 稲吉 正樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。乙は、株主総会の承認決議(会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することが出来る株主全員の同意)を令和八年二月十九日に終了しております。甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月六日

掲載頁 一三七頁(号外第一二五号)

令和八年二月二十七日

東京都中央区銀座一丁目一番一号

(甲) コナミグループ株式会社

代表取締役 東尾 公彦

東京都中央区銀座一丁目一番一号

(乙) コナミリアルエステート株式会社

代表取締役 東尾 公彦

東京都中央区銀座一丁目一番一号

(乙) コナミリアルエステート株式会社

代表取締役 東尾 公彦

東京都中央区銀座一丁目一番一号

(乙) コナミリアルエステート株式会社

代表取締役 東尾 公彦

東京都中央区銀座一丁目一番一号

(乙) コナミリアルエステート株式会社

代表取締役 東尾 公彦

東京都中央区銀座一丁目一番一号

(乙) コナミリアルエステート株式会社

代表取締役 東尾 公彦

東京都中央区銀座一丁目一番一号

(乙) コナミリアルエステート株式会社

代表取締役 東尾 公彦

東京都中央区銀座一丁目一番一号

(乙) コナミリアルエステート株式会社

代表取締役 東尾 公彦

東京都中央区銀座一丁目一番一号

(乙) コナミリアルエステート株式会社

代表取締役 東尾 公彦

東京都中央区銀座一丁目一番一号

(乙) コナミリアルエステート株式会社

代表取締役 東尾 公彦

東京都中央区銀座一丁目一番一号

(乙) コナミリアルエステート株式会社

代表取締役 東尾 公彦